



株式会社 雪国まいたけ

証券コード:1375

# 第5期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年6月24日（金曜日）  
午前10時 受付開始：午前9時

開催場所 湯沢東映ホテル 4階 大峰  
新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢3459

- |    |       |  |
|----|-------|--|
| 議案 | 第1号議案 | 定款一部変更の件   |
|    | 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件                           |
|    | 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件                                    |
|    | 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件                         |
|    | 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件                                  |
|    | 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件 |

## ■ 新型コロナウイルス感染防止に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染が拡大しています。株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。

## 書面、インターネットによる 議決権行使期限

6月23日（木曜日）午後5時30分まで

# 招集ご通知

## 株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。また、このたびの新型コロナウイルス感染拡大により罹患された方々及びご家族の皆様に対して心よりお見舞い申し上げますとともに、感染症と戦争の一刻も早い終息により各国において平和で安全な日常が戻ることを、切にお祈り申し上げます。

株式会社雪国まいたけは、2020年9月17日に東京証券取引所市場第一部に上場し、2022年4月4日にプライム市場に移行いたしました。上場後、世界は新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ロシアがウクライナに侵攻するなどの深刻な事態が重なり、日本もエネルギーや原材料コストの上昇など大きな変革期に突入いたしました。当社といたしましては、かかる状況に対し歩みを止めることなく持続的な成長を実現するために、『国内きのこ市場のさらなる需要創造』『生産技術の革新による原価低減』『グローバル展開』の3つの柱を基軸とした新たな中期経営計画を2021年11月に発表し、ステークホルダーの皆様のご期待にお応えすべく、役職員一同その実現に向けて日々邁進しております。

豊かな自然が生み出す恩恵である、きのこが持つ健康機能性のさらなる追求と、人と最先端技術による厳格な品質管理と安定生産により、『プレミアムきのこ総合メーカー』として発展を遂げるとともに、安全・安心な製品の供給を通して、皆様の健康的で豊かな食生活の創出と健やかな社会の実現に貢献すべく事業を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。



株式会社 雪国まいたけ 代表取締役社長

湯澤 尚史

## 第5期定時株主総会招集ご通知

**1** 日 時 2022年6月24日(金曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

**2** 場 所 新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢3459 (会場が前回と異なっております。末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。)  
湯沢東映ホテル 4階 大峰

- 報告事項
- 第5期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 第5期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類報告の件

**3** 目的事項

- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件  
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件  
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

**4** 議決権行使についての案内 当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、招集ご通知5ページに記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として**本定時株主総会招集ご通知**をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人又は監査役が監査をした書類の一部であります。
  1. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  2. 連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」
  3. 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

当社ウェブサイト ▶ [https://www.maitake.co.jp/ir/ir\\_stock03.php](https://www.maitake.co.jp/ir/ir_stock03.php)

以上

# 雪国まいたけの 経営理念

## 1. 国民生活の充実と食文化の繁栄に貢献する

当社は、食品の生産・販売事業を通じ、まいたけをはじめとした健康に良い高品質な食品を社会に提供し、国民生活の充実と食文化の繁栄に貢献することを基本理念としています。

## 2. 地域社会、株主への貢献と役員、社員の豊かさを実現する

当社は、役員・社員全員の不断の努力を通じて、企業力を高め、地域社会の発展に貢献し、株主に報いるとともに、自らの豊かさを実現します。

## 3. 企業倫理を尊重する

当社は、企業活動に際し、常に基本理念を踏まえ行動し、法の遵守はもとより、全てに高い倫理性を求め、これを尊重します。

# 雪国まいたけの サステナビリティ

中長期的な企業価値の向上を図るうえで、サステナビリティは重要な経営課題であり、ESG（環境、社会、企業統治）問題への積極的な対応をより一層進めていく必要があります。

そのため当社では、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同を表明するとともに、サステナビリティ方針を新たに制定いたしました。

当社はこれまでも、A重油からLNG燃料への転換による環境負荷の軽減や、バイオマスエネルギー（オガボイラー）の活用、リサイクルトレー（一般的に回収されたりサイクル原料の使用、トレー製造工場にて発生した端材の再利用）の使用等、様々な取り組みにより環境負荷低減に努めてまいりましたが、2050年度でのサプライチェーンにおける温室効果ガス排出量ネット・ゼロを目指し、達成するためのロードマップを策定いたしました。バリューチェーン全体に亘っての更なる温室効果ガス排出量削減への活動に取り組むとともに、持続可能なビジネスモデルの確立を推進してまいります。

## 【サステナビリティ方針】

自然の恵みを活かして育てる企業である私たちは、ステークホルダーの皆様とともに、持続的な成長と実り豊かな自然との共生をめざして、自然と人と社会の豊かさを追求していきます。

### 自然の豊かさに貢献する

環境に配慮した循環型のビジネスモデルを進化させ、地域の豊かな自然環境を守り、地球環境のサステナビリティに貢献していきます。

### 人々の健康に貢献する

安全・安心で高品質な商品の提供を通じて、人々の幸せと豊かな生活を支える健康の維持・向上に貢献していきます。

### 社会の発展に貢献する

企業価値の持続的な向上に努め、生み出された経済価値や社会価値をステークホルダーの皆様と分かち合いながら、潤いある豊かな社会の実現に貢献していきます。

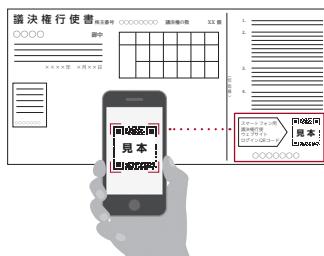


# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

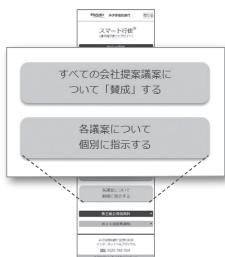
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

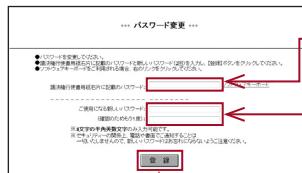
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力し、続いて新しいパスワードを設定してください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。



# 株主総会参考書類

## 第1号議案

## 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

#### (1) 株主総会資料の電子提供制度

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

#### (2) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員が取締役会における議決権を持つことにより、取締役会の監督機能の強化とコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るとともに、重要な業務執行の決定を業務執行取締役委任できる体制とすることで、より迅速な意思決定と機動的な業務執行を実現し、企業価値のさらなる向上を図ることを目的として、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除・変更を行い、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものといたします。

また、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設を行います。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

また、本定款変更は、第16条の変更を除き、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条 ( 条文省略 )	第1章 総則 第1条～第3条 ( 現行どおり )
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> ( 削 除 ) <u>(3) 会計監査人</u>
第5条 ( 条文省略 )	第5条 ( 現行どおり )
第2章 株式 第6条～第8条 ( 条文省略 )	第2章 株式 第6条～第8条 ( 現行どおり )

現行定款	変更案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>
<p>第10条～第12条 ( 条文省略 )</p>	<p>第10条～第12条 ( 現行どおり )</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第15条 ( 条文省略 )</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第15条 ( 現行どおり )</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>	<p>( 削 除 )</p>
<p>第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	

現行定款	変更案
<p>( 新 設 )</p> <p>第17条～第19条 ( 条文省略 )</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>( 新 設 )</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. ( 条文省略 )</p> <p>3. ( 条文省略 )</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>第17条～第19条 ( 現行どおり )</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、15名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。但し、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</p> <p>2. ( 現行どおり )</p> <p>3. ( 現行どおり )</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 増員又は補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。</p>
<p>第24条～第26条 ( 条文省略 )</p>	<p>第24条～第26条 ( 現行どおり )</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第28条 ( 条文省略 )</p>	<p>第28条 ( 現行どおり )</p>
<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第29条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第29条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>( 新 設 )</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第30条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第30条 ( 条文省略 )</p>	<p>第31条 ( 現行どおり )</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第31条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項について、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第32条 取締役会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>第33条 ( 条文省略 )</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第34条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第35条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第32条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項について、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第33条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>第34条 ( 現行どおり )</p> <p>( 削 除 )</p> <p>( 削 除 )</p> <p>( 削 除 )</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>( 削 除 )</p>
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第37条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>( 削 除 )</p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>( 削 除 )</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令が規定する額の範囲に限定する契約を締結することができる。</p>	<p>( 削 除 )</p>
<p><u>(監査役会の招集手続)</u></p> <p>第40条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>	<p>( 削 除 )</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の決議)</p> <p>第41条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>( 削 除 )</p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第42条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>( 削 除 )</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第43条 監査役会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。</p>	<p>( 削 除 )</p>
<p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)</p>
<p>( 新 設 )</p>	<p>第35条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
	<p>(監査等委員会の招集手続)</p> <p>第36条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
( 新 設 )	<u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第37条</u> 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
( 新 設 )	<u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第38条</u> 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。
( 新 設 )	<u>(監査等委員会規程)</u> <u>第39条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第6章 計算 第44条～第47条 ( 条文省略 )	第6章 計算 第40条～第43条 ( 現行どおり )
( 新 設 ) ( 新 設 )	<u>(附則)</u> <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> <u>第1条</u> 変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

現行定款	変更案
<p>( 新 設 )</p> <p>(2020年7月30日施行)</p>	<p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第5期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 第5期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前定款第39条第2項の定めるところによる。</u></p> <p>(2022年6月24日施行)</p>

**第2号議案****取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、会社法第332条第7項第1号の規定により、取締役7名全員は定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役5名（監査等委員である取締役を除く。）の選任をお願いするものであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選任につきましては、独立役員を委員の過半数とし、かつ独立役員である社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しております。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の監査等委員会設置会社への移行に係る効力が発生することを条件として生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	候補者属性
1	湯澤尚史	代表取締役社長	再任
2	三枝俊幸	常務取締役	再任
3	藤尾益雄	取締役	再任
4	千林紀子	社外取締役	再任 社外 独立
5	辻田淑乃	社外取締役	再任 社外 独立

**再任** 再任取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

**社外** 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

**独立** 株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員



所有する当社の株式数

500株

取締役会出席状況

13/13回

候補者番号

1

ゆざわ まさふみ  
湯澤 尚史

(1971年2月12日生)

再任

### [略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況]

1995年4月 当社（旧 株式会社雪国まいたけ）入社  
 2010年6月 当社（旧 株式会社雪国まいたけ）執行役員 東京営業所長 兼 三課 課長  
 2014年9月 当社（旧 株式会社雪国まいたけ）営業本部 副本部長  
 2014年10月 当社（旧 株式会社雪国まいたけ）執行役員 事業企画室長  
 2015年3月 当社（旧 株式会社雪国まいたけ）退社  
 2015年4月 八海醸造株式会社 執行役員 経営企画室 室長  
 2016年6月 同社 退社  
 2016年7月 当社（旧 株式会社雪国まいたけ）入社 常務執行役員 営業本部長  
 2021年6月 当社 取締役 常務執行役員 営業本部長  
 2022年4月 当社 代表取締役社長（現任）

### 取締役候補者とした理由

湯澤 尚史氏は、1995年に入社し現在に至るまで、長年にわたりきこの等の販売に携わった経験から、青果物の消費動向や販売特性を熟知しており、プレミアムきのこ総合メーカーへの成長を責任者としてリードし、グループ全体の競争強化を推進することによって、引き続き当社の企業価値向上に寄与できると判断しました。また社員からの信望も非常に厚く、リーダーシップのある人材であることから、高い経営目標の設定と実現が可能であると判断し、取締役候補者としていたしました。



所有する当社の株式数

0株

取締役会出席状況

17/17回

候補者番号

2

さいくさ とし ゆき  
三枝 俊幸

(1973年9月27日生)

再任

### [略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況]

- 2004年3月 株式会社神明（現 株式会社神明ホールディングス）入社  
2015年4月 株式会社神明ホールディング（現 株式会社神明ホールディングス）  
管理部人事課付課長 株式会社神明 業務部長（出向）  
2016年7月 株式会社神明ホールディング（現 株式会社神明ホールディングス）  
管理本部管理部経理財務課課長  
2017年4月 株式会社神明（現 株式会社神明ホールディングス）  
管理本部管理部長 兼 経営企画室長 兼 経理財務課課長  
2017年7月 株式会社神明（現 株式会社神明ホールディングス）  
経営企画室長 兼 経理財務課課長  
2017年10月 当社（旧 株式会社雪国まいたけ）取締役 管理本部 副本部長  
2017年11月 株式会社神明（現 株式会社神明ホールディングス）  
管理本部管理部総務人事課付部長  
2018年3月 当社（旧 株式会社雪国まいたけホールディングス）取締役  
2018年4月 当社（旧 株式会社雪国まいたけ）取締役 経営企画本部担当  
2020年1月 当社（旧 株式会社雪国まいたけ）常務取締役（現任）

### 取締役候補者とした理由

三枝 俊幸氏は、食品業界における経理財務業務に精通し、その経験と見識を当社の経営に活かすことができると判断しております。また、同業界におけるM&Aなどに豊富な経験と幅広い見識を有していることから、その経験と見識を当社の成長戦略に活かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式数

0株

取締役会出席状況

17/17回

候補者番号

3

ふじ お みつ お  
藤尾 益雄

(1965年6月14日生)

再任

### 【略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況】

- 2005年 6月 株式会社神明ロジスティックス 代表取締役社長
- 2007年 6月 株式会社神明（現 株式会社神明ホールディングス）代表取締役社長
- 2009年 4月 株式会社神明精米（現 株式会社神明きっちん）代表取締役社長
- 2013年 7月 株式会社ウーケ 代表取締役会長
- 2013年11月 カッパ・クリエイトホールディングス株式会社 代表取締役会長 兼 社長
- 2014年 1月 株式会社神明アグリノベーション 代表取締役社長
- 2014年 5月 カッパ・クリエイトホールディングス株式会社 代表取締役会長
- 2015年 6月 株式会社ウーケ 代表取締役社長
- 2017年 3月 株式会社神明アグリ 代表取締役社長
- 2017年 3月 株式会社神戸まるかん 代表取締役会長（現任）
- 2017年 3月 日本魯星株式会社 代表取締役会長
- 2017年 6月 株式会社ショクブン 代表取締役会長
- 2017年 6月 株式会社ウーケ 代表取締役会長（現任）
- 2017年10月 当社（旧 株式会社雪国まいたけ）取締役（現任）
- 2018年 4月 株式会社神明分割準備会社（現 株式会社神明）代表取締役社長（現任）
- 2019年 6月 元気寿司株式会社 代表取締役会長（現任）
- 2020年 3月 株式会社神明フレッシュ 代表取締役社長
- 2021年 6月 株式会社ショクブン 代表取締役会長（現任）
- 2021年 6月 東京中央青果株式会社 取締役（現任）
- 2021年12月 株式会社ゴダック 代表取締役会長（現任）
- 2021年12月 株式会社神明ホールディングス 代表取締役社長 兼 管理本部長
- 2022年 3月 RICE REPUBLIC株式会社 取締役（現任）
- 2022年 4月 株式会社神明ホールディングス 代表取締役社長（現任）

### 取締役候補者とした理由

藤尾 益雄氏は、食品業界に精通していること、株式会社神明ホールディングスの代表取締役であり、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることなどから、その経験と見識を当社の経営に活かすことができると判断し、また、今後当社グループと神明ホールディングスグループの成長に相乗効果が見込めると判断し、取締役候補者となりました。



候補者番号

4

ちばやし のりこ  
千林 紀子

(1967年7月20日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数

0株

取締役会出席状況

17/17回

### [略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況]

- 1990年 4月 アサヒビール株式会社 入社
- 2008年 4月 アサヒ飲料株式会社 マーケティング本部 商品戦略部長
- 2012年 4月 アサヒフードアンドヘルスケア株式会社 食品マーケティング部長
- 2013年 9月 アサヒグループホールディングス株式会社 企業提携 (M&A) 部門  
Deputy General Manager
- 2015年 6月 カルピス株式会社 機能性食品・飼料事業担当役員付 担当部長
- 2016年 1月 アサヒカルピスウェルネス株式会社 (現 アサヒバイオサイクル株式会社) 企画管理部長
- 2016年 3月 アサヒカルピスウェルネス株式会社 (現 アサヒバイオサイクル株式会社) 取締役
- 2017年 3月 アサヒカルピスウェルネス株式会社 (現 アサヒバイオサイクル株式会社) 代表取締役社長 (現任)
- 2020年 2月 当社 (旧 株式会社雪国まいたけ) 社外取締役 (現任)

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

千林 紀子氏は、食品業界での豊富な経験と優れた経営視点より、多角的な視点から当社の経営基盤の強化への助言を行うことができると判断し、社外取締役の候補者としていたしました。また、千林氏が代表取締役社長を務めるアサヒバイオサイクル株式会社と当社との間に人的、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員に指定する予定です。



所有する当社の株式数

0株

取締役会出席状況

17/17回

候補者番号

5

つじ た よし の  
辻田 淑乃

(1964年8月19日生)

再任

社外

独立

### 【略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況】

1987年3月 スイス銀証券会社 入社  
 1989年1月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社 入社  
 1999年6月 チェース・マンハッタン銀行 バイス・プレジデント  
 2001年2月 JPMorgan証券会社 バイス・プレジデント  
 2002年3月 日本たばこ産業株式会社 入社  
 2006年6月 日本たばこ産業株式会社 経営企画部部長  
 2014年9月 日本たばこ産業株式会社 コンプライアンス統括室長  
 2016年4月 日本たばこ産業株式会社 IR広報部長  
 2020年3月 株式会社ルリエ 代表取締役（現任）  
 2020年4月 当社 社外取締役（現任）

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

辻田 淑乃氏は、経理財務業務等に精通し、国内外企業での豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験と見識を当社の経営に活かすことができると判断し、社外取締役候補者となりました。また、辻田氏が代表取締役を務める株式会社ルリエと当社との間に人的、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員に指定する予定です。

- (注) 1. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2022年3月31日）現在の株式数を記載しております。
2. 藤尾益雄氏は、現在当社の親会社である株式会社神明ホールディングスの業務執行者であります。同氏の同社及び同社の子会社における現在及び過去10年間の地位及び担当については、前記「略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄に記載のとおりであります。また、三枝俊幸氏は、当社の親会社である株式会社神明ホールディングスの業務執行者であります。同氏の同社及び同社の子会社における現在及び過去10年間の地位及び担当については、前記「略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄に記載のとおりであります。なお、親会社及び親会社の子会社と当社は、製品の販売のほか、出向者の派遣受け入れ等の取引がありますが、取引を行うにあたっては、市場価格等を勘案し、価格交渉の上決定しております。
3. 千林紀子氏及び辻田淑乃氏は、社外取締役候補者であります。
4. 千林紀子氏及び辻田淑乃氏は、現在、当社の社外取締役であります。千林紀子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時点で2年4ヵ月、辻田淑乃氏の社外取締役としての在任期間は、2年2ヵ月となります。
5. 千林紀子氏及び辻田淑乃氏は、東京証券取引所が定める独立性判断基準を満たしており、当社は両氏を独立役員として同所に届けております。なお、両氏が再任された場合、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、千林紀子氏及び辻田淑乃氏との間に責任限定契約を締結しております。責任限定契約の内容の概要は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を、法令が定める額を限度とするというものであり、両氏並びに藤尾益雄氏の再任が承認された場合には、新たに各氏との間で同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が再任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新する予定であります。

### 第3号議案

## 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員である取締役候補者の選任につきましては、独立役員を委員の過半数とし、かつ独立役員である社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しており、監査役会の同意も得ております。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の監査等委員会設置会社への移行に係る効力が発生することを条件として生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	候補者属性
1	小林 嗣明	常勤監査役	新任
2	建部 和仁	社外監査役	新任 社外 独立
3	内藤 哲哉	—	新任 社外 独立

**新任** 監査等委員である新任取締役候補者

**社外** 監査等委員である社外取締役候補者

**独立** 株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員



所有する当社の株式数

0株

取締役会出席状況

17/17回

候補者番号

1

こばやし つぐあき  
小林 嗣明

(1948年2月26日生)

新任

### [略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況]

- 1972年 4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行  
 2001年 10月 株式会社みずほ銀行（事業会社出向米国駐在）入行  
 2003年 8月 当社（旧 株式会社雪国まいたけ）入社  
 2005年 6月 当社（旧 株式会社雪国まいたけ）取締役 兼 執行役員  
 営業本部 副本部長 兼 業務部長  
 2007年 6月 当社（旧 株式会社雪国まいたけ）内部監査室長  
 2018年 6月 当社（旧 株式会社雪国まいたけ）常勤監査役（現任）

### 監査等委員である取締役候補者とした理由

小林嗣明氏は、長年にわたる国内、海外の金融機関での業務経験及び実績に基づく財務及び会計に関する相当程度の知見を有するほか、内部監査部門を長年務めた経験を活かし、全社横断的な視点から当社の経営全般の監視や適切な助言等により、監査等委員である取締役として十分な役割を果たしていくことが期待されると判断し、監査等委員である取締役候補者としていたしました。



所有する当社の株式数

0株

取締役会出席状況

17/17回

候補者番号

2

たて べ かず ひと  
建部 和仁

(1947年5月25日生)

新任

社外

独立

### [略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況]

- 1970年 4月 大蔵省（現 財務省・金融庁）入省
- 1994年 7月 福岡財務支局長
- 1996年 6月 欧州復興開発銀行（EBRD）（ロンドン）日本代表理事
- 1999年 8月 国際交流基金 理事
- 2003年10月 独立行政法人造幣局 理事
- 2006年 3月 特命全権大使（ルクセンブルク大公国駐節）
- 2009年 6月 損保ジャパンDC証券株式会社 監査役
- 2009年 7月 株式会社損害保険ジャパン 顧問
- 2012年 9月 マネックスグループ株式会社 顧問
- 2012年10月 弁護士登録
- 2013年 7月 東京丸の内法律事務所（現任）
- 2014年 6月 当社（旧 株式会社雪国まいたけ）監査役（現任）
- 2016年 6月 東京湾水先区水先人会 監事（現任）

### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

建部和仁氏は、国内、海外の公的分野等における豊富な経験と知見、他社の監査役としての経験、弁護士としての専門的な知識を有しており、当社の経営全般の監視や適切な助言等により、監査等委員である社外取締役として十分な役割を果たしていくことが期待されると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、建部氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。



所有する当社の株式数

0株

取締役会出席状況

一回

候補者番号

3

ないとう てつや  
内藤 哲哉

(1959年12月15日生)

新任

社外

独立

**【略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況】**

1987年10月 港監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人） 入所  
 1991年 4月 公認会計士登録  
 1994年 5月 米国公認会計士登録（カリフォルニア州）  
 1995年 8月 KPMGピートマーウィック（現 KPMG LLP）ロサンゼルス事務所 入所  
 1998年 7月 KPMGピートマーウィック（現 KPMG LLP）ロサンゼルス事務所 パートナー  
 2005年 8月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人） 東京事務所 入所  
 2006年 1月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人） 東京事務所 代表社員  
 2008年 8月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）  
 経営企画室 担当パートナー  
 2012年 9月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）  
 東京事務所 シニアパートナー（現任）  
 （2022年6月退任予定）

**監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

内藤哲哉氏は、長年の日本及び米国の公認会計士としての経験と豊富な会計知識を有しており、当社の経営全般の監視や適切な助言等により、監査等委員である社外取締役として十分な役割を果たしていくことが期待されると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、内藤氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として国際会計知識に精通していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

- (注) 1. 小林嗣明氏、建部和仁氏及び内藤哲哉氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2022年3月31日）現在の株式数を記載しております。
3. 監査等委員である各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
4. 建部和仁氏及び内藤哲哉氏は、社外取締役候補者であります。
5. 当社は、現在建部和仁氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しておりますが、建部和仁氏及び内藤哲哉氏が監査等委員である取締役に選任された場合には、新たに各氏との間で同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、建部和仁氏及び内藤哲哉氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合には、東京証券取引所が定める独立性判断基準を満たしている両氏を独立役員として指定し、同所に届け出る予定であります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新する予定であります。

取締役候補者のスキル・マトリックス（期待される役割・有しているスキル）

氏名	地位及び担当	多様性	社外 (独立◎)	経営全体	財務／会計 ／税務	法務／リスク マネジメント ／ガバナンス	人事／ 労務	グローバル ビジネス	マーケ ティング	技術 ／R&D	業界知見
湯澤 尚史	代表取締役社長			●					●		●
三枝 俊幸	常務取締役				●		●				●
藤尾 益雄	取締役			●				●			●
千林 紀子	取締役（社外）	●	社外◎	●					●	●	
辻田 淑乃	取締役（社外）	●	社外◎		●	●		●			
小林 嗣明	取締役 (常勤監査等委員)							●			●
建部 和仁	取締役 (監査等委員・社外)		社外◎			●		●			
内藤 哲哉	取締役 (監査等委員・社外)		社外◎		●			●			

(注) 1.上記「地位及び担当」の記載内容は、各候補者が本総会において選任された場合に予定されているものとなります。

2.チェックされている項目は、各取締役の全ての知識や経験を表すものではありません。

**第4号議案****取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2020年3月31日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内（使用人としての給与は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内とさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとし、社外取締役については、業績連動報酬の支給対象外といたしたいと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役2名）となります。

本議案に係る報酬の額は、上記の事情を勘案し見直すものであり、指名・報酬委員会からも当社取締役会で決議した取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（その内容は本招集ご通知56ページから57ページをご参照）に沿うものであり妥当である旨の答申を受けていることから、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の監査等委員会設置会社への移行に係る効力が発生することを条件として生じるものといたします。

## 第5号議案

# 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、監査等委員である取締役の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名となります。

本議案に係る監査等委員である取締役の報酬額の設定は、これまでの監査役の報酬額、対象取締役の人数水準及び監査等委員の職責等に照らした報酬枠として、総合的に勘案したものであり、指名・報酬委員会からも妥当である旨の答申を受けていることから、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の監査等委員会設置会社への移行に係る効力が発生することを条件として生じるものといたします。

## 第6号議案

**取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴う役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしております報酬額とは別枠にて、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに関する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.13%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は1.25%程度）と希釈率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

当社は、2022年5月19日開催の当社取締役会において、第4号議案乃至本議案を原案どおりご承認いただくことを条件に、従前の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を本議案に沿った形で変更することを決議しており、その内容は本招集ご通知株主総会参考書類35ページから36ページに記載のとおりであります。

現在の当社の取締役は7名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役2名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の監査等委員会設置会社への移行に係る効力が発生することを条件として生じるものといたします。

## 記

### 対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

#### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

#### 2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数50,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

#### 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

##### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

## (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

## (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

## (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

- (1) 当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。
- (2) 第4号議案乃至本議案が原案どおり承認可決された場合に変更を予定している「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の内容は以下のとおりとなります。

#### 1. 報酬基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう各事業年度の業績及び従業員給与水準等と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位、役割を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬と変動報酬としての業績連動報酬により構成し、社外取締役及び監査等委員である取締役については、基本報酬のみを支払うこととする。

#### 2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の金銭報酬とし、役位、役割、在任年数等に応じ、当社の業績、他社の報酬水準、当社従業員の給与水準、執行役員の報酬水準等を踏まえて総合的に勘案して決定するものとする。

当社の監査等委員である取締役の基本報酬は、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役全員の協議により決定するものとする。

#### 3. 業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に支払われる業績連動報酬は、各事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標KPIを反映した業績連動賞与（金銭報酬）と、中長期的な企業価値向上及び株主との価値共有を目的とし、株式報酬（非金銭報酬）にて構成する。

##### ①業績連動賞与（金銭報酬）

各事業年度のコアEBITDAの目標値及び前年度値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として、毎年一定の時期に支給する。目標値については、中期経営計画にて設定した業績指標とその値を踏まえ、各事業年度の利益計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

## ②株式報酬（非金銭報酬）

一定の譲渡制限期間を設けた上で、当社普通株式を付与するものであり、原則として毎年、当社と付与対象者の間で譲渡制限付株式割当契約を締結した上で、その職位に応じて決定された数の当社普通株式を付与する。

### 4. 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の種類別の報酬割合の決定に関する方針

種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動賞与のウエイトが高まる構成とする。また、上位の役位ほど中長期的な企業価値向上に貢献するべきであることから、株式報酬についても同様に上位役位のウエイトは高くなっている。

これらをもとに種類別の報酬割合を策定し、指名・報酬委員会に諮問する。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の種類ごとの比率の目安は、代表取締役の場合、業績連動報酬45%（うち業績連動賞与割合：35%、株式報酬割合：10%（KPIを100%達成の場合、基本報酬：業績連動賞与：株式報酬＝55：35：10））とする。

### 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、株主総会にて承認を受けた報酬総額の範囲内で、取締役会決議の方針に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、報酬決定方針に沿って各取締役の基本報酬の額及び各取締役に期待する役割に対する貢献度を踏まえた業績連動報酬の評価配分とする。上記委任を受けた代表取締役は、当該権限が適切に行使されていることを担保するため、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、答申内容を踏まえ決定しなければならないこととする。

監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、株主総会にて承認を受けた報酬総額の範囲内で監査等委員である取締役の協議により決定するものとする。

以上

# 事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に対し、ワクチン接種の普及拡大により一時的な経済回復と、感染再拡大による経済停滞を繰り返し、不安定な状態であったと言えます。また、原油等、資源価格高騰の影響は、各分野の収益を圧迫し、日用品や食品等の値上げにつながり、その影響は家計にも及んでおります。さらに、ロシアのウクライナ侵攻が国内外の経済に大きな影響を与える可能性も否定できず、先行きはより一層不透明な状況が続いております。

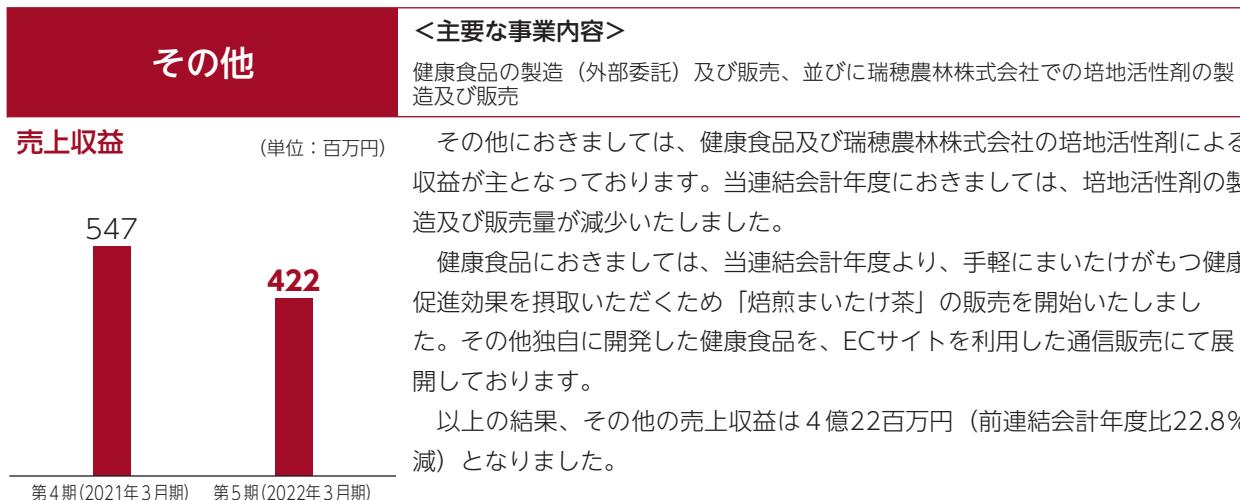
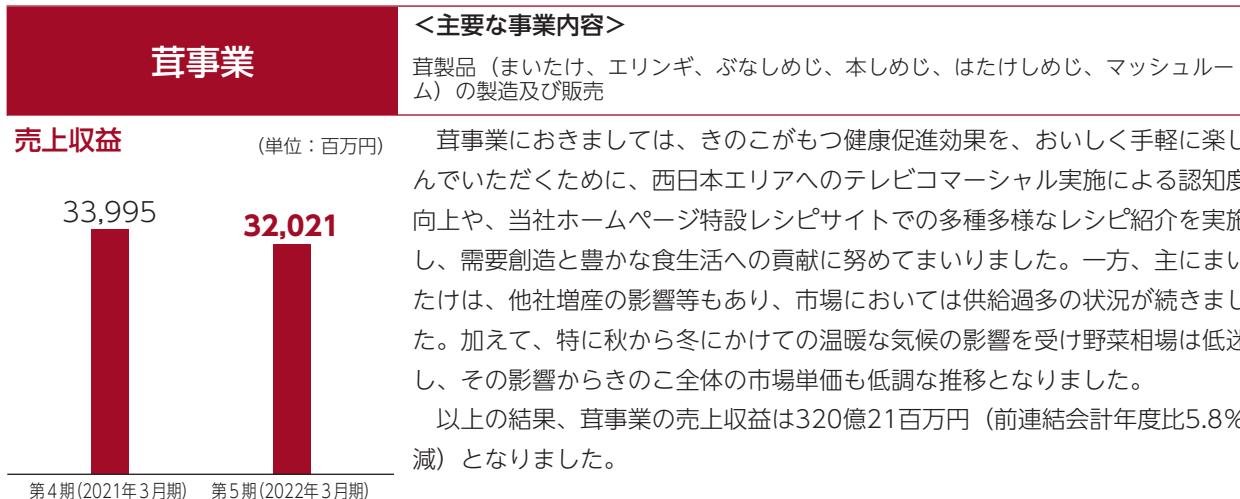
国内きのこ市場の状況は、これまで健康意識の高まりを背景として、きのこ消費量は堅調に推移してまいりましたが、前連結会計年度に見られた巣ごもり需要は一巡し、外食産業での消費減少や他社増産により供給過多な状況が続き、特に、秋から冬にかけての温暖な気候の影響を受け、市場単価は低調な推移となりました。

このような環境の中、当社グループは、事業環境の変化に的確に対応し、国内市場の需要を創造しながら、市場より高い評価をいただいている「まいたけ」をはじめとしたプレミアムきのこ総合メーカーとしてグローバルに展開し成長し続けることを目指して、2021年11月4日に「中期経営計画（2022年3月期～2026年3月期）」を公表し、本中期経営計画の達成と安全・安心な製品を提供することを通じて消費者の健康に寄与し、健やかな社会の実現に貢献すべく事業展開を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の収益は470億81百万円（前連結会計年度比8.4%減）、このうち、売上収益は324億44百万円（同6.1%減）、営業利益は49億75百万円（同36.4%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は29億89百万円（同37.0%減）となりました。

<p>収益</p> <p>470億81百万円</p>	<p>前連結会計年度比</p> <p>8.4 %減</p> 	<p>売上収益</p> <p>324億44百万円</p>	<p>前連結会計年度比</p> <p>6.1 %減</p> 
<p>営業利益</p> <p>49億75百万円</p>	<p>前連結会計年度比</p> <p>36.4 %減</p> 	<p>親会社の所有者に帰属する 当期利益</p> <p>29億89百万円</p>	<p>前連結会計年度比</p> <p>37.0 %減</p> 

企業集団の事業区分別売上収益の状況は以下のとおりであります。



当連結会計年度における事業セグメント別の売上収益の状況は以下のとおりであります。

〔苺事業〕

① まいたけ

まいたけが持つ機能性を訴求するため、前連結会計年度から継続して元気に健康を維持する「打ち勝つ！」と、ヘルシーで楽しくおうちごはんを楽しむ「家活！」の2つの想いを込めて「雪国まいたけでうちかつ！」キャンペーンを実施いたしました。また、豊富な製品ラインアップを活かした製品戦略の展開、季節食材ではなく通年食材としての訴求の一環として、他食品メーカーとの共同企画による食べ方提案や、西日本向けテレビコマーシャルの放映、レシピサイトを活用した消費者への積極的なレシピ提案等を実施いたしました。販売量は概ね前年並みとなりましたが、競合他社の増産もあり販売単価は前年を下回りました。以上の結果、まいたけ事業の売上収益は187億32百万円（前連結会計年度比6.2%減）となりました。

② エリンギ

生産品質の向上による安定した供給の実現に加え、消費者が手間をかけずにすぐに使える利便性の高いスライス製品の投入や、お値打ち商品として大量目製品のリニューアルを実施する等、製品ラインアップの拡充を図りましたが、販売量及び販売単価ともに前年に比べ微減となりました。以上の結果、エリンギ事業の売上収益は31億61百万円（同7.5%減）となりました。

③ ぶなしめじ

青果市況と市場の動向を注視しながら、需給バランスに応じて1株製品と2株製品といった量目が異なる製品を活用し柔軟な製品投入を実施いたしました。販売量は前年を上回りましたが、販売単価は前年を下回りました。以上の結果、ぶなしめじ事業の売上収益は63億28百万円（同7.2%減）となりました。

④ その他の苺

株式会社三蔵農林のマッシュルーム、瑞穂農林株式会社の本しめじ等が前連結会計年度の売上収益を上回りました。以上の結果、その他の苺事業の売上収益は37億99百万円（同0.2%増）となりました。

〔その他〕

その他の売上収益は、主に健康食品の販売及び瑞穂農林株式会社が取り扱う培地活性剤の販売によるものであります。当連結会計年度においては、培地活性剤の製造及び販売量が減少いたしました。以上の結果、その他の売上収益は4億22百万円（同22.8%減）となりました。

各事業セグメント別売上収益は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	増減率 (%)
茸事業	33,995	32,021	△5.8
まいたけ	19,966	18,732	△6.2
エリンギ	3,419	3,161	△7.5
ぶなしめじ	6,818	6,328	△7.2
その他の茸	3,791	3,799	0.2
その他	547	422	△22.8
売上収益	34,543	32,444	△6.1

なお、当期の期末配当金につきましては、2022年5月12日開催の取締役会におきまして、1株につき16円の配当実施を決議いたしました。

これにより、中間配当金14円と合わせた当期の年間配当金は1株につき30円となります。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度におきまして実施しました企業集団の設備投資の総額は、29億36百万円であります。その主なものは、茸事業において、まいたけ増産のための設備の増強、原料工場老朽化による建替及びその他各バイオセンタの設備更新や効率向上のための設備増強・改善に係るものであります。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

売上収益 (単位：百万円)



営業利益 (単位：百万円)



親会社の所有者に帰属する当期利益 (単位：百万円)



区分		第2期 (2019年3月期)	第3期 (2020年3月期)	第4期 (2021年3月期)	第5期 (2022年3月期) (当連結会計年度)
収益	(百万円)	47,592	50,759	51,380	47,081
売上収益	(百万円)	31,398	34,517	34,543	32,444
営業利益	(百万円)	6,491	6,691	7,823	4,975
税引前利益	(百万円)	6,321	6,646	7,125	4,564
親会社の所有者に帰属する 当期利益	(百万円)	4,389	4,346	4,744	2,989
基本的1株当たり当期利益	(円)	110.16	109.07	119.03	74.92
資産合計	(百万円)	38,181	35,199	35,644	36,096
資本合計	(百万円)	2,312	4,901	9,230	10,470

- (注) 1. 当社は、2020年4月1日付を効力発生日として旧雪国まいたけホールディングス（2017年7月14日に株式会社BCJ-27として設立。2018年1月に株式会社雪国まいたけホールディングスに商号変更）が実質的な事業運営会社であった旧株式会社雪国まいたけを吸収合併しております。
2. 当社は、2020年7月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。基本的1株当たり当期利益は、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、当該株式分割後の発行済株式総数により算定しております。

### (3) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、国内においては、少子高齢化、人口減少等の社会構造的な要因により、食品市場全体が縮小する傾向であると言えます。また、原油高騰等による原材料費、エネルギー関連コストの上昇等の影響も顕著となり、企業収益の圧迫につながっています。さらに、今回のロシア・ウクライナ情勢により、不安定な状況が一層高まっております。これに加え、昨今の新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大によって、国内外経済が不安定になるなど、企業活動への継続的な影響が想定され、引き続き動向への注視が必要であります。

このような環境の中、当社グループは、事業環境の変化に的確に対応し、国内市場の需要を創造しながら、プレミアムきのご総合メーカーとしてグローバルに展開し成長し続けることを目指して、2021年11月4日に「中期経営計画（2022年3月期～2026年3月期）」を公表いたしました。

〈中期経営計画の基本方針〉

「国内きのご市場の更なる需要創造とグローバル展開するプレミアムきのご総合メーカーへの進化」を中心に、

A. 国内きのご市場：新たな価値創造

B. 技術開発：生産技術の革新による原価低減

C. グローバル展開：生産・販売の自社基盤の構築ときのご周辺領域の事業機会も探索

上記3つの基本方針の下、事業展開を図り、目標達成のため取り組んでまいります。

なお、「中期経営計画（2022年3月期～2026年3月期）」の詳細は、本招集ご通知75ページから76ページをご参照ください。当社は、本中期経営計画の実現に向けて引き続きガバナンスの向上、収益基盤の強化等に努めてまいります。

また、当社グループは、自然資源（水資源、森林資源）を多く活用しております。環境問題や気候変動リスクに対する積極的な取り組みは、企業の社会的責任と持続的な企業価値の向上に重要な課題であると認識し、2021年11月にTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同を表明するとともに、同年12月にはサステナビリティ推進委員会を新設し、サステナビリティ方針の策定や温室効果ガス（以下、GHG）サプライチェーン排出量の算定並びにGHG排出削減へのロードマップ策定に取り組んでまいりました。今後は2050年度での当社グループのGHG排出量ネット・ゼロを目指し、再生可能エネルギーの導入検討やプラスチック使用量の低減、森林整備・保全活動等を引き続き実施し、持続可能な社会への貢献を図ってまいります。

当社グループは、厳しい環境下におきましても、まいたけをはじめとするきのご健康機能性等、きのごが持つ価値そのものを世に広め、より健康的な食生活の実現を下支えすることで、国民生活の充実と食文化の繁栄に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

**(4) 主要な事業内容** (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
苜事業	苜（まいたけ、エリンギ、ぶなしめじ、本しめじ、はたけしめじ、マッシュルーム）の製造及び販売
その他	健康食品の製造（外部委託）及び販売、並びに瑞穂農林株式会社での培地活性剤の製造及び販売

## (5) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

### ① 当社

本社	新潟県南魚沼市余川89番地
本社パッケージセンター 第1バイオセンター 第3バイオセンター 第4バイオセンター 第5バイオセンター 種菌開発センター	新潟県南魚沼市
五泉バイオセンター	新潟県五泉市
滋賀パッケージセンター	滋賀県蒲生郡竜王町
名川工場	青森県三戸郡南部町
東京本部	東京都江東区
北海道営業所	北海道札幌市北区
仙台営業所	宮城県仙台市青葉区
新潟営業所	新潟県南魚沼市
名古屋営業所	愛知県名古屋市中区
大阪営業所	大阪府大阪市淀川区
広島営業所	広島県広島市中区
福岡営業所	福岡県福岡市博多区

- (注) 1. 本社パッケージセンターは、2022年3月31日に廃止となり、その機能を第1バイオセンター及び第3バイオセンターに移管いたしました。  
2. 2021年4月1日付で、福岡営業所を設置いたしました。

### ② 子会社

瑞穂農林株式会社	本社：京都府船井郡京丹波町
株式会社ききのこセンター金武	本社：沖縄県国頭郡金武町
株式会社三蔵農林	本社：岡山県瀬戸内市牛窓町

- (注) 株式会社ききのこセンター金武は2022年3月23日付をもって解散し、現在清算手続き中であります。

## (6) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数
専事業	1,025 (1,182)名
その他	6 (3)
全社 (共通)	63 (12)
合 計	1,094 (1,197)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 全社 (共通) は管理部門の従業員数であります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
1,005 (929) 名	40.8歳	11.8年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社に対する 議決権比率 (%)	当社との関係
株式会社神明ホールディングス	100	50.08	出向者の派遣

- (注) 1. 当社の取締役藤尾益雄氏は、親会社である株式会社神明ホールディングスの代表取締役を兼任しております。
2. 親会社と当社との間には、事業活動を行う上での承認事項等、当社の重要な財務及び事業の方針に関する特段の制約はありません。当社は当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。
3. 親会社グループとは、当社製品の売買取引を行っており、親会社からは出向者の受け入れを行っております。当該取引における取引条件については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上決定しております。また、親会社との取引について、独立社外取締役にて構成される特別委員会にて、その取引の必要性及び妥当性を確認し、取締役会に対し答申しております。取締役会においては、特別委員会からの答申の確認及び関連当事者取引の必要性等を審議した上で意思決定を行っており、これら取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
瑞穂農林株式会社	10	49.0	きのご類の生産、販売 培地活性剤の製造及び販売
株式会社きのごセンター金武	5	49.0	きのご類の生産、販売
株式会社三蔵農林	49	100.0	きのご類の生産、販売

(注) 株式会社きのごセンター金武は2022年3月23日付で解散し、現在清算手続き中であります。

## (8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	4,803
株式会社第四北越銀行	3,673
株式会社あおぞら銀行	2,654
株式会社三井住友銀行	2,281
株式会社りそな銀行	2,050

## (9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中期経営計画の実現に向けて、生産工程の自動化等に関する設備投資や海外事業展開等、積極的な先行投資が業務拡大に必要不可欠であるものと認識しており、財務体質の安定強化と中長期的な成長につながる原資とするための内部留保を充実させるとともに、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と位置付け、利益水準と財務状況を総合的に勘案して、1株当たり当期利益に基づく連結配当性向30%以上を中長期的な目標として、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

また当社は、定款に「当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。」旨を規定しており、機動的な配当の実施を可能としております。

当事業年度の期末配当金については、2022年5月12日開催の取締役会において、1株16円とすることを決議いたしました。これにより、中間配当金14円と合わせた当期の年間配当金は1株につき30円となります。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	1億5,940万株
② 発行済株式の総数	3,991万700株
③ 株主数	39,935名
④ 大株主	

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社神明ホールディングス	19,963,000	50.07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,349,700	5.89
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC / FIM / LUXEMBOURG FUNDS / UCITS ASSETS	1,491,600	3.74
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,407,900	3.53
HSBC BANK PLC A / C M AND G (ACS)	945,039	2.37
SMB C日興証券株式会社	614,300	1.54
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A / C UK LONDON BRANCH CLIENTS - UNITED KINGDOM	267,886	0.67
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	261,800	0.66
JP MORGAN CHASE BANK 385781	197,544	0.50
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	194,300	0.49

(注) 当社は、自己株式を40,000株保有しており、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況 (2022年3月31日現在)

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

新株予約権の名称 (発行日)	新株予約権の数	目的となる株式の種類と数	行使価格 (1株あたり)	行使期間	保有者
第1回新株予約権 (2017年9月29日)	152個	普通株式 15,200株	500円	2017年9月29日から2027年9月28日まで	取締役 (社外取締役を除く) 1名



### 3. 当社のガバナンス体制について

当社は、監査役会設置会社であります。取締役会は、経営方針や重要な業務執行に関する事項を審議・決定するとともに、業務執行の監督機能を果たしており、監査役は、取締役の職務の執行に関する適法性の監査を実施しております。これらの体制により、経営の透明性、妥当性、迅速性の確保に努めています。

なお、本招集ご通知記載の第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。取締役の職務執行の監査・監督を担う監査等委員が取締役会における議決権を持つことにより、取締役会の監督機能を強化することでコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的としております。また、重要な業務執行の決定を取締役に委任することが可能となり、迅速かつ機動的な経営が可能となります。

これらにより、より透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を実施することができ、より強い推進力を持った経営判断を後押しする仕組みが強化されるものと考えております。

### 4. スキル・マトリックス

当社の取締役会を構成する取締役のスキル・マトリックスは、本招集ご通知29ページをご確認ください。当社は、各取締役が有する経験や高い知見を活かし、バランスのよい取締役会運営に努めております。

### 5. 独立性の基準

独立社外役員の独立性については、会社法及び東京証券取引所の独立性基準に準じて判断しております。また、当社事業への理解を深める努力を怠らず、かつ、自らの知見に基づき企業価値の向上の観点から活発に助言するなど、取締役会に対し建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めております。

### 6. 任意の委員会について

当社は、実効性と独立性のあるガバナンスの実行のため、任意の委員会を設置しております。

#### 〈指名・報酬委員会〉

役員人事及び報酬制度における審議プロセスの透明性と客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬委員会を2020年9月17日より運用を開始しております。同委員会の委員は、当社取締役より3名以上を選出して構成し、委員の過半数は東京証券取引所に独立役員として届け出た社外取締役としております。また、同委員会の委員長は、独立社外取締役の中から選出しております。

#### 〈特別委員会〉

少数株主の利益を保護する観点より、コーポレート・ガバナンスコードに準じ、2021年12月より新たに独立社外取締役にて構成される特別委員会を設置いたしました。当委員会において、支配株主との重要な取引・行為についての審議・検討及び継続取引について年1回の妥当性確認を実施し、取締役会に対し答申を行い、少数株主の保護に努めております。

#### 〈サステナビリティ推進委員会〉

グループ全体の持続的な成長及び気候変動に係るリスク等社会課題の解決に向けた取り組みを推進するため、2021年12月より、代表取締役社長を委員長とし、常勤取締役、執行役員及びグループ会社社長で構成するサステナビリティ推進委員会を新たに設置いたしました。当委員会において、当社グループにおけるサステナビリティの重要課題、持続的な成長及び社会課題の解決に向けた取り組みについて審議・運営管理を実施しております。

なお、当委員会には、常勤監査役がオブザーバーとして出席しております。

#### 〈内部統制委員会〉

財務報告の適正性の確保のための体制強化及びグループ統制環境の整備、強化を目的として、代表取締役社長を委員長とし、その他常勤取締役及び執行役員で構成される内部統制委員会を設置し、原則四半期に1回開催しております。

なお、当委員会には、常勤監査役がオブザーバーとして出席しております。

#### 〈リスク管理委員会〉

リスク管理体制充実のため、2021年4月よりリスク管理委員会を新設し、全社リスク管理について運用・管理を行っております。リスク管理委員会は、代表取締役社長を委員長とし、その他常勤取締役、執行役員及びグループ会社社長で構成され、原則年2回開催しております。

なお、当委員会には、常勤監査役がオブザーバーとして出席しております。

#### 〈コンプライアンス委員会〉

コンプライアンスに関わる事項の審議、対応の検証を行うため、代表取締役社長を委員長とし、その他常勤取締役、執行役員及びグループ会社社長で構成されるコンプライアンス委員会を設置し、原則年4回開催し、コンプライアンス経営の充実に努めております。

なお、当委員会には、常勤監査役がオブザーバーとして出席しております。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	足利 巖	—
常務取締役	三枝俊幸	—
取締役	藤尾益雄	株式会社神明ホールディングス 代表取締役社長
取締役	若井 進	常務執行役員 生産本部長
取締役	湯澤尚史	常務執行役員 営業本部長
取締役	千林紀子	アサヒバイオサイクル株式会社 代表取締役社長
取締役	辻田淑乃	株式会社ルリエ 代表取締役
監査役 (常勤)	小林嗣明	—
監査役	建部和仁	東京丸の内法律事務所 弁護士 東京湾水先区水先人会 監事
監査役	平田富峰	—
監査役	藤澤鈴雄	藤澤税理士事務所 代表

- (注) 1. 取締役千林紀子氏及び取締役辻田淑乃氏は、社外取締役であります。
2. 監査役建部和仁氏、監査役平田富峰氏及び監査役藤澤鈴雄氏は、社外監査役であります。
3. 監査役藤澤鈴雄氏は、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は取締役千林紀子氏、取締役辻田淑乃氏、監査役建部和仁氏、監査役平田富峰氏及び監査役藤澤鈴雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 代表取締役社長足利巖氏は、2022年3月31日に代表取締役社長を辞任し、取締役湯澤尚史氏が2022年4月1日に代表取締役社長に就任いたしました。
6. 取締役若井進氏は、2022年3月31日をもって生産本部長担当の任を解かれました。

## (ご参考)

当社では、執行役員制度を導入しており、執行役員は以下のとおりであります。(2022年3月31日現在)

役職名	氏名	担当等
常務執行役員	若井 進	生産本部長
常務執行役員	湯澤尚史	営業本部長
執行役員	行方景久	生産本部 副本部長
執行役員	大塚杉男	株式会社三蔵農林 代表取締役社長 (出向)
執行役員	青木 隆	管理本部長
執行役員	黒谷一夫	生産本部 副本部長 兼 五泉バイオセンター長
執行役員	櫻井威典	経営企画本部長 兼 経営企画部長
執行役員	藤田樹拡	営業本部 副本部長

- (注) 1. 常務執行役員若井進氏は、2022年3月31日をもって生産本部長担当の任を解かれ、執行役員行方景久氏が2022年4月1日に生産本部長に就任いたしました。
2. 常務執行役員湯澤尚史氏は、2022年4月1日の代表取締役社長就任に伴い、2022年3月31日をもって常務執行役員を退任するとともに、営業本部長担当の任を解かれ、執行役員藤田樹拡氏が2022年4月1日に営業本部長に就任いたしました。
3. 執行役員黒谷一夫氏は、2022年3月31日をもって五泉バイオセンター長兼務の任を解かれました。

## ② 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 当事業年度に係る取締役、監査役ごとの報酬等の額

(単位：百万円)

区分	支給人員	固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	支給総額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	70 (15)	17 (-)	-	87 (15)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	41 (25)	-	-	41 (25)
合計 (うち社外役員)	10名 (5名)	111 (40)	17 (-)	-	128 (40)

(注) 当事業年度中に在任している取締役のうち、1名は無報酬であり、上記の支給人員には含まれておりません。

### ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

### ハ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

## 二. 業績連動報酬等に関する事項

取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより企業価値の向上を図るため、取締役に對して業績連動報酬として賞与を支給しております。

業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標は、連結調整後EBITDA (IFRS) であり、また、当該業績指標を選定した理由は、通常の営業活動の結果を示していないと考えられる項目等の非経常的損益項目の影響を除外した財務指標であり、当社グループの業績を評価する上で有用であると考えためであります。

業績連動報酬の額の算定方法は、予め定めた目標値の達成度に応じて50%～150%の範囲とするというものであります。業績連動報酬の額の算定に用いた連結調整後EBITDAの、2021年3月期実績値は98.5億円であります。

### ホ. 非金銭報酬等に関する事項

該当事項はありません。

#### へ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2020年3月31日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額300百万円以内、監査役の報酬限度額は、年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名（当時、社外取締役はおりません。）、監査役の員数は1名であり、監査役設置会社でありました。

#### ト. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、当社では取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長足利徹が一任され、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を報酬決定方針に沿って決定しております。これらの権限を委任した理由は、代表取締役社長足利徹が、各取締役の業績について全般的かつ適正に評価することができることによるものであります。

#### チ. 各取締役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に関する事項

当社は、2020年9月17日付にて取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しており、取締役の報酬等については、当該委員会にてその妥当性を審議・検証する体制としております。なお、2022年3月期の取締役の報酬等の額の決定については、以下の方針に基づき実施することを2021年3月17日開催の取締役会にて決議しております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容については、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた検討を加えることを想定しており、取締役会もそれを尊重することにより決定方針に沿うものとなると判断しております。

##### 1. 報酬基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう各事業年度の業績及び従業員給与水準等と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役位、役割を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬と変動報酬としての業績連動報酬により構成し、社外取締役については、基本報酬のみを支払うこととする。

##### 2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の金銭報酬とし、役位、役割、在任年数等に応じ、当社の業績、他社の報酬水準、当社従業員の給与水準、執行役員の報酬水準等を踏まえて総合的に勘案して決定するものとする。

##### 3. 業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

取締役（社外取締役を除く）に支払われる業績連動報酬は、各事業年度の業績向上に対する意識を高めるため、業績指標KPIを反映した金銭報酬とし、各事業年度の連結調整後EBITDA及び連結調整後当期利益の目標値

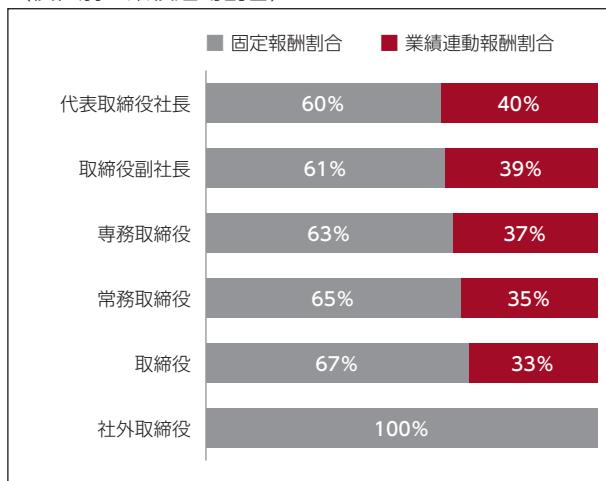
に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として、毎年一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、各事業年度の利益計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

#### 4. 取締役（社外取締役を除く）の種類別の報酬割合の決定に関する方針

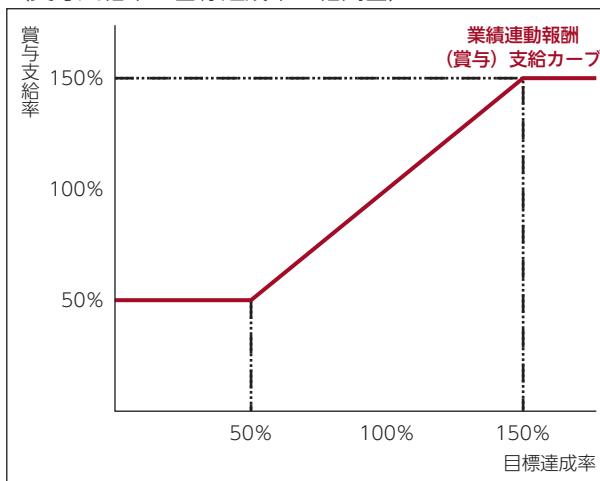
種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、指名・報酬委員会に諮問する。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、取締役（社外取締役を除く）の報酬等の種類ごとの比率の目安は、業績連動報酬の割合は代表取締役を40%（KPIを100%達成の場合、基本報酬：業績連動報酬=6：4）とする。

なお、役位による基本報酬と業績連動報酬の割合及び当社の賞与支給率と目標達成率の相関関係は以下のとおりであります。

(役位別の業績連動割合)



(賞与支給率と目標達成率の相関図)



### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金等が填補されます。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は填補の対象としないこととしております。

### ⑤ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員の重要な兼職につきましては、前記「①取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）」に記載のとおりであります。

なお、その他は当社と社外役員の各兼職先との間に特別な関係はありません。

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	区分	主な活動内容及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
千林紀子	取締役	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、食品業界における企業経営に係る豊富な知識と経験を背景に取締役会では積極的に意見を述べ、専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会5回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の代表取締役及び役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
辻田淑乃	取締役	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、経理財務業務等に係る豊富な知識と経験を背景に取締役会では積極的に意見を述べ、専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会5回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の代表取締役及び役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
建部和仁	監査役	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回の全てに出席し、公的分野等における豊富な経験と知見、他社の監査役としての経験、弁護士としての専門的な知識に基づき必要な発言を適宜行っております。
平田富峰	監査役	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回のうち13回に出席し、刑事分野の行政官としての豊富な知識と経験に基づく専門的な見地から必要な発言を適宜行っております。
藤澤鈴雄	監査役	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回の全てに出席し、税理士としての豊富な知識と経験に基づく専門的な見地から必要な発言を適宜行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 PwCあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	56
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	56

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の会計監査人としての報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

# 連結計算書類

## 連結財政状態計算書 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産</b>	
<b>流動資産</b>	
現金及び現金同等物	3,723
営業債権及びその他の債権	1,958
棚卸資産	1,249
生物資産	2,693
その他の資産	111
<b>流動資産合計</b>	<b>9,735</b>
<b>非流動資産</b>	
有形固定資産	19,170
投資不動産	97
のれん及び無形資産	5,291
使用権資産	322
退職給付に係る資産	400
その他の金融資産	141
繰延税金資産	873
その他の資産	64
<b>非流動資産合計</b>	<b>26,361</b>
<b>資産合計</b>	<b>36,096</b>

科目	金額
<b>負債</b>	
<b>流動負債</b>	
営業債務及びその他の債務	2,602
未払法人所得税	1,484
従業員給付に係る負債	1,620
1年内返済予定の長期借入金	1,321
リース負債	191
引当金	82
その他の金融負債	26
その他の負債	681
<b>流動負債合計</b>	<b>8,010</b>
<b>非流動負債</b>	
借入金	17,314
リース負債	222
引当金	17
その他の金融負債	57
その他の負債	2
<b>非流動負債合計</b>	<b>17,615</b>
<b>負債合計</b>	<b>25,625</b>
<b>資本</b>	
資本金	100
資本剰余金	△6,006
利益剰余金	16,411
自己株式	△48
その他の資本の構成要素	15
<b>親会社の所有者に帰属する持分合計</b>	<b>10,471</b>
非支配持分	△1
<b>資本合計</b>	<b>10,470</b>
<b>負債及び資本合計</b>	<b>36,096</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
収益	
売上収益	32,444
公正価値変動による利得	14,636
収益合計	47,081
売上原価 (* 1)	33,731
売上総利益	13,349
販売費及び一般管理費	8,142
その他の収益	48
その他の費用	279
営業利益	4,975
金融収益	4
金融費用	415
税引前利益	4,564
法人所得税費用	1,573
当期利益	2,991
当期利益の帰属	
親会社の所有者	2,989
非支配持分	1

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

経営者は同業他社との比較可能性を勘案し、「材料費、人件費等」の情報は連結計算書類利用者にとって有用であると考えていることから、連結損益計算書に注記として自主的に開示しております。「材料費、人件費等」は、IAS第41号「農業」に基づき認識した公正価値変動による利得を含まない当社グループが販売した製品の製造原価及び商品の仕入原価であります。

(* 1) 売上原価の内訳	
材料費、人件費等	18,680
公正価値変動による利得	15,051
合計	33,731

# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>7,787</b>
現金及び預金	3,229
受取手形	2
売掛金	1,859
商品及び製品	682
仕掛品	1,482
原材料及び貯蔵品	302
その他	273
貸倒引当金	△45
<b>固定資産</b>	<b>43,403</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>18,876</b>
建物	8,209
構築物	557
機械及び装置	6,319
車両運搬具	56
工具、器具及び備品	325
土地	2,686
リース資産	40
建設仮勘定	681
<b>無形固定資産</b>	<b>22,776</b>
のれん	22,674
その他	102
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,750</b>
投資有価証券	53
関係会社株式	656
関係会社長期貸付金	646
前払年金費用	434
繰延税金資産	326
その他	481
貸倒引当金	△848
<b>資産合計</b>	<b>51,190</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>6,943</b>
買掛金	570
1年以内返済予定の長期借入金	1,348
リース債務	31
未払金	2,220
未払法人税等	1,440
賞与引当金	476
役員賞与引当金	34
株主優待引当金	82
その他	739
<b>固定負債</b>	<b>18,074</b>
長期借入金	17,986
リース債務	10
資産除去債務	17
その他	59
<b>負債合計</b>	<b>25,018</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>26,168</b>
<b>資本金</b>	<b>100</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>18,179</b>
資本準備金	44
その他資本剰余金	18,134
<b>利益剰余金</b>	<b>7,937</b>
その他利益剰余金	7,937
繰越利益剰余金	7,937
<b>自己株式</b>	<b>△48</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>2</b>
その他有価証券評価差額金	2
<b>新株予約権</b>	<b>2</b>
<b>純資産合計</b>	<b>26,172</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>51,190</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		30,357
売上原価		17,159
売上総利益		13,198
販売費及び一般管理費		9,232
営業利益		3,965
営業外収益		
受取利息	4	
固定資産賃貸料	9	
その他	35	48
営業外費用		
支払利息	87	
シンジケートローン手数料	150	
貸倒引当金繰入額	29	
その他	24	291
経常利益		3,722
特別利益		
投資有価証券売却益	7	
その他	0	8
特別損失		
固定資産除却損	61	
減損損失	12	
その他	1	74
税引前当期純利益		3,656
法人税、住民税及び事業税	1,758	
法人税等調整額	△56	1,702
当期純利益		1,953

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社雪国まいたけ

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 戸田 栄  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新田 将貴  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社雪国まいたけの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社雪国まいたけ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社雪国まいたけ  
取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 戸 田 栄  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新 田 将 貴  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社雪国まいたけの2021年4月1日から2022年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役及び内部監査部門その他の部門の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、その運営状況等について調査を行うとともに内部監査部門から報告を受けたほか、必要に応じて説明を求めました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。今後とも、内部統制委員会を中心とする内部統制強化への取り組みを注視してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PWCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PWCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

株式会社雪国まいたけ 監査役会

常勤監査役 小林嗣明 ㊞

社外監査役 建部和仁 ㊞

社外監査役 平田富峰 ㊞

社外監査役 藤澤鈴雄 ㊞

以上





# 雪国まいたけの CSR活動

雪国まいたけが作るきのこ製品には、森林資源や水資源などの多くの自然の恵みが活かされています。これらの資源を守り育て、循環可能な調達サイクルを構築することが、私たちの製品を将来にわたりお届けし続けていくために不可欠です。

また、きのこ事業に従事する従業員の多くは、それぞれの生産拠点の近隣に住み、地域社会とのつながりを大切に、日々仕事をしています。

雪国まいたけは、環境保全活動への支援や地域社会の活性化・発展への支援を通じて、社会の持続可能性を高める社会貢献活動に取り組んでいます。



## 環境への取り組み

### ■ 環境に配慮した製品作りの取り組み

- 1 農薬や化学肥料を一切使用しない栽培
- 2 リサイクルトレーの活用

### ■ 生産から販売までのプロセスにおける省資源・省エネルギーの取り組み

- 1 バイオマスエネルギーの活用
- 2 LED照明、地下水利用による省エネルギー
- 3 鉄道輸送へのモデルシフト
- 4 LNGへの転換



## 食の安全・安心への取り組み

### ■ 納得いく製品作りのために

お客様が口にするものを作る企業として、安全な製品作りのための仕組みである「HACCP」を導入しています。そして、「HACCP」を客観的に評価してもらうために、国際的な農業の規格である「ASIAGAP」や食品安全の規格である「ISO22000」の認証を取得し、HACCPの運営を含む仕組みの継続的な改善を組織全体で達成すべく、取り組んでいます。



## 社会貢献活動

### ■ Team Ecoへの参画

2001年4月にスタートした、UX新潟テレビ21が主催する環境保全活動の趣旨に賛同し、2019年から協賛メンバーとして参加しています。

### ■ 地元小学生の見学受入れ

地元小学生の校外学習社会科見学の一環として、きのこ生産・包装センターの見学受入れを行っています。

### ■ 地域イベントへの協賛

地域で開催されるスポーツイベントへの協賛を行うとともに、お祭りなどへ積極的に参加することで地域の活性化に貢献しています。

# CSR TOPICS

## 1 CO<sub>2</sub>削減への取組み

CO<sub>2</sub>削減による環境負荷低減への取り組みとして、2021年1月に設置しました五泉バイオセンターにおけるLNGサテライト設備及びガスボイラーの導入に続き、第3バイオセンターでの導入を決定し、2022年度での導入を予定しております。また、おが粉運搬時のCO<sub>2</sub>排出量の削減、新潟県内産おが粉調達による森林資源の地産地消、地元林業の活性化などを目的として2021年2月より南魚沼市内の生産者から杉おが粉の調達を開始し、2021年度においては、当社が使用する杉おが粉の約2割の調達を行いました。引き続き、広葉樹おが粉についても地元の行政や森林組合とともに持続可能な調達方法の検討を進めており、早期の実現を目指してまいります。



2021年1月  
五泉バイオセンターに  
LNG設備を導入いたし  
ました。

### 【LNG転換に伴う削減実績】

	2021/3期 (A重油+LNG)	2022/3期 (LNG)	削減量	削減率
生産量あたり排出量	0.543t-CO <sub>2</sub> /t	0.506t-CO <sub>2</sub> /t	-0.037t-CO <sub>2</sub> /t	-6.8%

※五泉バイオセンターのボイラー利用による排出量より算出

### 【杉おが粉の近隣調達による削減実績】

	2021/3期	2022/3期	削減量	削減率
輸送に伴うCO <sub>2</sub> 排出量	80.09t-CO <sub>2</sub> /年	76.20t-CO <sub>2</sub> /年	-3.89t-CO <sub>2</sub> /年	-4.8%

※トンキロ法にて排出量を算定

## 2 プラごみ削減の取組み

まいたけ食べきりパック及びMパクトトレー並びにぶなしめじWパクトトレーの材質・材厚を変更することによりトレーの軽量化を図り、2022年3月期は合計153.2tのプラごみの削減※<sup>1</sup>を達成しました。また、当社のおが粉製品に使用するトレーの材質の見直しを行い、2021年度にリサイクルトレー※<sup>2</sup>の使用比率100%を達成しました。引き続き、トレーの軽量化を検討するとともに、フィルム製品やノントレー製品のラインアップを拡大することで、プラごみ削減による環境負荷低減への取り組みを進めてまいります。

※<sup>1</sup>2022年3月期の調達量ベースで変更前と後のトレー重量を比較。

※<sup>2</sup>一般的に回収されたリサイクル原料の他にトレー製造工場にて発生した端材の再利用も含まれます。



まいたけ食べきりパック  
トレーを約16%軽量化



まいたけMパクト  
トレーを約22%軽量化



雪国ぶなしめじWパクト  
トレーを約11%軽量化

年間合計 **153.2t** の  
プラごみを削減※

※ 2022年3月期

## 3 「雪国まいたけの森づくり活動」の実施

当社の作るきのこ製品には、森林資源や水資源など多くの自然の恵みが活かされています。これらの自然資源を守り育て、健康な森をつくることは、循環可能な調達サイクルを構築するためにもとても重要なテーマです。

当社では、南魚沼市、南魚沼森林組合、新潟県南魚沼地域振興局と森づくり活動に関する協定書を締結し、荒廃している森林を間伐して木々が育ちやすい環境を整えるほか、杉を伐採し桜などを植栽することで針葉樹と広葉樹の混交林をつくり、人と森とが共生できる森林公園の整備活動を行っております。

昨年度の活動で伐採された森林資源は、南魚沼市内のおが粉生産者に納品され、当社のきのこ増地へと活用されております。これからも地域社会の課題解決と、持続可能な社会の実現に貢献するため、本活動を継続して取り組んでまいります。



荒廃した森林を間伐し、木々が育ちやすい環境を整える活動を行っています。

# 中期経営計画 (2022年3月期▶2026年3月期)

株式会社雪国まいたけは、先の中期経営計画を概ね達成したことから、現在の事業環境の変化に的確に対応し、国内市場の需要創造とシェアアップを図りながら、中長期でグローバル展開するプレミアムきこの総合メーカーへ進化すべく、新中期経営計画（2022年3月期～2026年3月期）を策定いたしました。

新たな中期経営計画におきましては、中長期ビジョンとして「プレミアムきこの総合メーカーとしてグローバルに展開し成長し続ける」ことを掲げ、企業価値の向上を目指してまいります。

そのために「国内きこの市場のさらなる需要創造」、「生産技術の革新による原価低減」、「グローバル展開」に取り組み、当社グループ全体の競争力を強化し、当社の持つ優位性を活かして、安定した成長を実現してまいります。

## 定量目標

		2026/3期 (計画)			2026/3期 (計画)
1	売上収益	600億円前後	3	コアEBITDAマージン <sup>※2</sup>	20%前後
2	海外売上収益比率 <sup>※1</sup>	30%前後	4	ROIC	10%前後

※1) 海外売上収益比率＝海外売上収益／売上収益

※2) コアEBITDAマージン＝コアEBITDA／売上収益

コアEBITDA：IFRSの営業利益からIAS第41号「農業」適用による影響額、その他の収益及び費用、一時的な収益及び費用を除外したものに減価償却費及び償却費を加算したものの

## 基本方針

A

国内きこの市場の  
さらなる需要創造

新たな価値創造

- まいたけ消費における地域、年齢ギャップを解消し、積極的な情報発信により、国内消費の底上げを図る
- さらなる需要の拡大が見込まれるマッシュルーム事業を強化し、プレミアムきこの総合メーカーへ

B

生産技術の革新による原価低減

生産工程FA化及びエネルギー効率  
最大化等による生産性の向上

- 最新FA化技術を駆使した高効率工場に進化させることで、収益性を向上
- エネルギー効率の最大化と、環境負荷の低減

C

グローバル展開

生産・販売の自社基盤の構築と  
きこの周辺領域の事業機会も探索

- 世界的な健康志向に応え、自然食材であるきこの消費を拡大し、生産・販売の自社基盤を海外に構築
- きこの周辺領域（川上～川下）での事業機会を探索

## 基本戦略

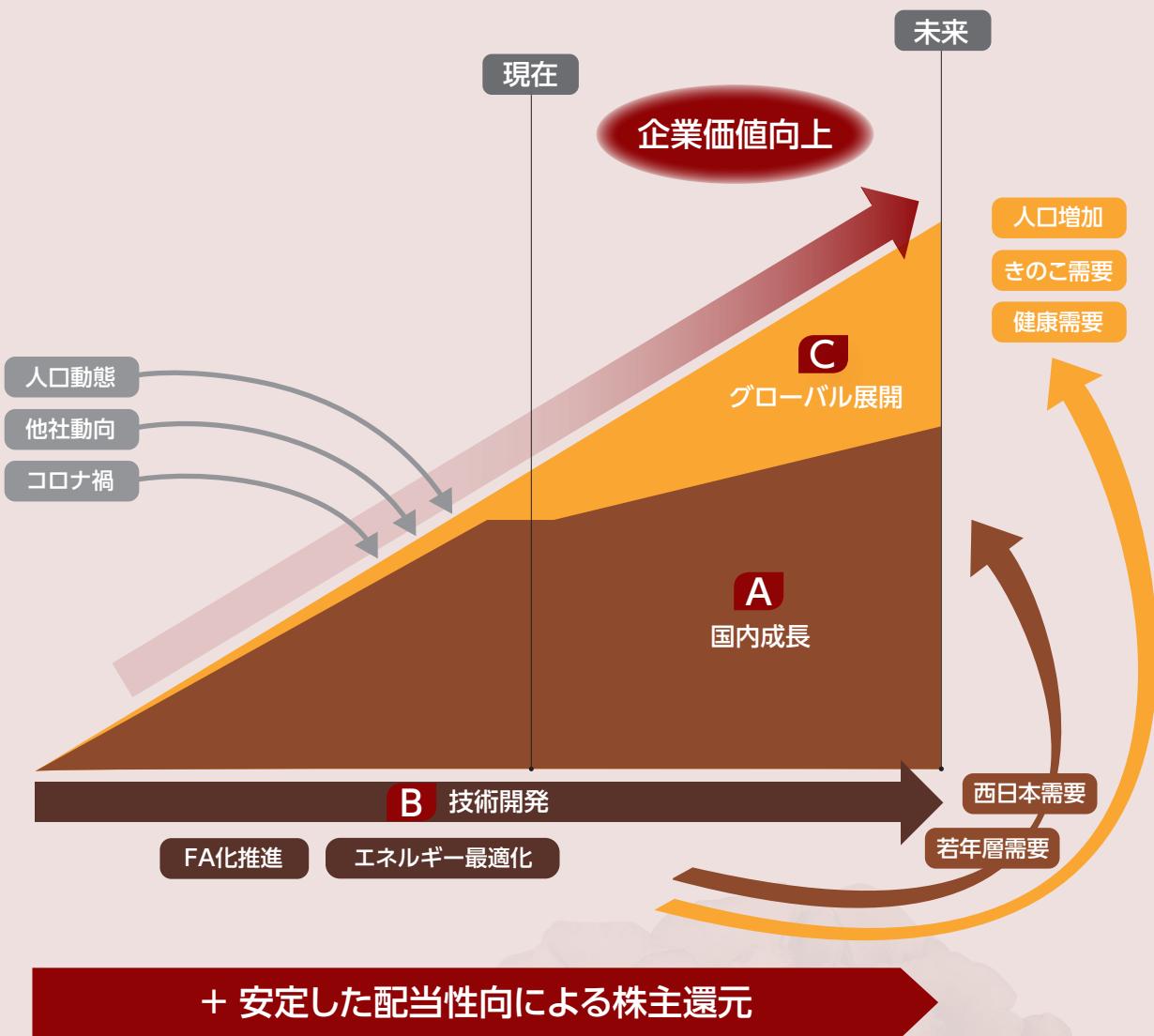
プレミアムきこの総合メーカーとしての基盤確立

まいたけでの圧倒的No.1の達成と維持

生産・包装の技術革新の追求

海外展開の本格始動

# 基本方針に沿った中長期的な成長ロードマップのイメージ





## “極”でうちかつ!®

理想の舞茸とはなにかを求め、  
 試行錯誤を重ねた末、生まれたのが「雪国まいたけ極」。  
 一番の特徴は歯ごたえのある「食感」を高めたこと。  
 また、煮汁が淡めで使いやすく、大ぶりでしっかりとしたカサは  
 どんな料理でも存在感のある華やかさを持っています。  
 雪国まいたけは様々な「きのこ」を通じ、  
 美味しさを「食卓」にお届けします。



長年  
 追い求め  
 辿り着いた  
 食感の極み

極 きわみ



雪国まいたけ極



雪国えりんぎ



雪国ぶなしめじ



大黒本しめじ



雪国大粒丹波しめじ



マッシュルーム



 雪国ま味汁

# 株主総会会場ご案内図



## ■ 会場



**湯沢東映ホテル 4階 大峰**  
新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢 3459  
TEL 025-784-2150

## ■ 交通案内

 **お車ご利用の場合**  
関越自動車道湯沢ICより5分

 **JRご利用の場合**  
JR上越新幹線  
越後湯沢駅より徒歩7分

